

## 平成23年第6回上里町議会定例会会議録第2号

平成23年9月6日(火曜日)

本日の会議に付した事件

- 日程第 6 (町長提出議案第44号)上里町住民投票条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 (町長提出議案第45号)字の区域を変更することについて
- 日程第 8 (町長提出議案第46号)埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方自治体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産の処分について
- 日程第 9 (町長提出議案第47号)平成23年度上里町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 (町長提出議案第48号)平成23年度上里町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 (町長提出議案第49号)平成23年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第12 (町長提出議案第50号)平成23年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

出席議員(13人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	山下武彦君	総務課長	戸矢隆光君
総合政策課長	石原秀一君	町民環境課長	木村隆之君
福祉こども課長	関根健次君	健康保険課長	高杯一美君
まち整備課長	岩田貞祐君	産業振興課長	吉田雅幸君
下水道課長	豊田昇君	学校教育課長	山口正彦君
生涯学習課長	庄邦雄君	中央公民館長	清水澄雄君
指導室長	福島慶治君	図書館長	坂本勝男君
資料館長	外尾常人君		

事務局職員出席者

事務局長	横尾邦雄	主任	戸矢信男
------	------	----	------

開 議

午前9時5分開議

議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第6 町長提出議案第44号 上里町住民投票条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第6、町長提出議案第44号 上里町住民投票条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第44号 上里町住民投票条例の一部を改正する条例について。御提案申し上げました議案第44号 上里町住民投票条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、この案を提出するものでございます。

改正及び条文の概要について御説明申し上げます。

上里町住民投票条例は、平成15年に町民の総意を町政に的確に反映し、もって公正で民主的な町政の運営及び町民の福祉の向上を図るとともに、町民と行政の協働による町づくりを推進することを目的といたしまして制定をされました。

今回、一部改正を行う第3条第2項については、住民投票の請求及び発議における署名に関する手続の規定でございます。

改正の内容につきましては、地方自治法第74条第6項、条例の制定及び監査の請求の内容でございます。その自治法の追加に伴いまして改正前の同条の第6項以下が繰り下げられていくため、それを引用する本条例、住民投票条例の改正をする必要があるわけでございます。

なお、住民投票条例の手続の規定、内容が変わるわけではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

改正条文につきましては、第74条第6項の追加により、第3条第2項中「第5項から第7項」を「第7項から第9項」に改めるものでございます。慎重審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 新たに加わった部分のところをもう少し詳しく説明していただけないでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 地方自治法の改正の関係でございますけれども、この内容については、条例の制定及び監査の請求の内容でございます。その中で新たに加わりましたのは、選挙権を有する者のうち代表者または代表となることができない規定ということが新たに文言として規定がプラスされております。

内容といたしましては、公職選挙法の関係で住所を例えば有しなくなった者、また住所を移して、かつ他の市町村に住所を移している者、そういう者については代表者になれる、なれないという規定。

また、2項といたしましては、選挙人名簿の登録の関係でございますけれども、公職選挙法の28条の規定によって、選挙人から抹消された者については代表者になれないというようなのが、主な今回の地方自治法の74条の追加の内容でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第44号 上里町住民投票条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 町長提出議案第45号 字の区域を変更することについて

議長（伊藤 裕君） 日程第7、町長提出議案第45号 字の区域を変更することについての

件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第45号 字の区域を変更することについて。

御提案申し上げました議案第45号 字の区域を変更することについての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、県営ほ場整備事業上里西部地区の換地処分に伴い、当該事業区域内の字の区域を変更するため、本案を提案するものでございます。

次に、提案の内容について申し上げます。

県営ほ場整備事業上里西部地区の工事の完了に伴い、道路、水路が完備されましたので、従前の字界では行政遂行上及び土地の維持管理上支障がありますので、工事完了後の整備された道路、水路等をもって新たな字界とするものであります。

現在、県営ほ場整備事業上里西部地区につきましては、平成23年度の換地処分を目指して事業推進をしており、今年度に換地計画の策定を予定しております。このため本案を提案するものでございます。

なお、昨年8月に上里西部土地改良区の理事会、総代会において字界変更の説明を行うとともに、本年5月には地元区長さん、農業委員さんを対象に字界変更に伴う説明会を開催し、地域住民の意見を取り入れたものでございます。

また、施行日につきましては、土地改良法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からでございます。

つきましては、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。慎重審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして提案説明いたします。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第45号 字の区域を変更することについての件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第46号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方自治体の数の  
減少、同組合の規約の変更及び財産処分について

議長（伊藤 裕君） 日程第8、町長提出議案第46号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方自治体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分についての件を議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第46号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方自治体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分について。

御提案申し上げました議案第46号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方自治体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、埼玉縣市町村総合事務組合から鳩ヶ谷市を脱退させること及び同組合の規約を変更し並びに同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条及び同法第7条第6項の規定によりこの案を提出するものでございます。

次に、提案概要、条文の概要について御説明を申し上げます。

地方自治法第7条第1項の規定に基づき鳩ヶ谷市を廃し、その区域が川口市に編入されることに伴い、同法第286条第1項の規定により、平成23年10月10日をもって埼玉縣市町村総合事務組合から鳩ヶ谷市を脱退させること及び平成23年10月11日から同組合規約を、次のとおり変更すること並びに同法第7条第5項の規定により同組合の財産は鳩ヶ谷市の脱退にかかわらず同組合に帰属させるものでございます。

別表第1、別表第2及び別表第2第4条第1項に掲げる事務の項、同表第4条第2項に掲げる事務の項及び別表第3第1項第1区の項中「人間市 鳩ヶ谷市」を「人間市」に改めるものでございます。

附則は、施行期日を定めたもので規約については、平成23年10月11日から施行するものでございます。

以上をもちまして、埼玉縣市町村総合事務組合の規約の変更についての提案理由及び内容説

明といたします。慎重審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第46号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方自治体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産の処分についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第47号 平成23年度上里町一般会計補正予算（第2号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第9、町長提出議案第47号 平成23年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第47号 平成23年度上里町一般会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

平成23年度上里町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,583万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億5,252万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページをお願いしたいと思います。第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入の款14国庫支出金は、65万9,000円の増額補正で、主な内容は衛生費の国庫補助金で保険事業費補助金でございます。

次に、款15の県支出金は、653万8,000円の増額補正で、主な内容は民生費の高齢者と地域のつながり再生事業補助金416万8,000円となっています。

款16財産収入は、175万1,000円の増額補正で、主な内容は県道勅使河原本庄線の歩道拡幅による用地売払金となっています。

款18繰入金は、8,027万1,000円の減額補正で、主な内容は財政調整基金繰入金8,500万円の繰り戻しや、介護保険特別会計繰入金となっています。

款19繰越金は、9,571万2,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

款20諸収入は、144万4,000円の増額補正で、主な内容は消防団員退職報償金の減額や勤労者総合文化センター管理運営委託金の過年度精算金などでございます。

歳入合計では、現予算に対し2,583万3,000円を追加し、76億5,252万6,000円とするものがございます。

次に、3ページから4ページの歳出でございます。

議会費から教育費までで、各項目にわたり人事異動等による給与の補正や事業費の補正となっております。

款1議会費は、121万6,000円の減額補正で、給与費の補正でございます。

款2総務費は、451万6,000円の減額補正で、主な内容は給与費の減額のほか、町表彰等事業、PRビデオ制作業務委託料、賀美農村センター取り壊し工事費負担金、交通安全対策事業などとなっています。

款3民生費は、815万5,000円の増額補正で、主な内容は高齢者と地域のつながり再生事業の機器購入費や介護保険特別会計繰出金、放課後児童健全育成事業委託料、家庭保育室等運営費委託事業でございます。

款4の衛生費は、81万7,000円の増額補正で、主な内容は大腸がん検診が補助事業として追加されたことによる予防対策事業や、保健センター屋上防水工事設計業務委託などとなっております。

款5の農林水産業費は、423万4,000円の増額補正で、主な内容は給与補正となっております。

款6の商工費は、75万円の増額補正で、住宅改修等資金補助金の補正となっております。

款7土木費は、2,032万1,000円の増額補正で、主な内容は道路維持補修事業や道路新設改良費、神保原駅南土地区画整理事業特別会計や公共下水道特別会計への繰出金、古新田四ッ谷線整備事業などとなっております。

款8消防費は、18万2,000円の減額補正で、主な内容は消防団員退職報償金や消防団員の作

業服購入費となっております。

款9教育費は、253万円の減額補正で、主な内容は給与費補正のほか、学校や公民館、図書館等の各公共施設の修繕工事費や、上里中学校基本設計業務委託の入札落ちによる減額補正と、新たな地質調査や測量等の補正となっております。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し2,583万3,000円を追加し、76億5,252万6,000円とするものでございます。

以上が、一般会計補正予算の提案説明でございますが、慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、続きまして、総合政策課長よりお手元の補正予算の一覧で内容の説明をいたさせます。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 石原秀一君補足説明〕

以上で、補足説明を終了させていただきます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） この補正予算の大きな説明書のほうで質問させていただきたいというふうに思います。

まず、福祉子ども課の中央保育園、長幡保育園のところでありますけれども、いずれも賃金ということで臨時職員の賃金が増になっております。説明といたしましては、産休に伴う臨時職員ということであります。

私は、かねがねこの2つの公立保育園における正規職員と臨時職員の比率が非常に偏っていることを危惧しております。

それで、本来であれば産休、こういうときには臨時職員がいいんだろうというふうに思います。いずれ復帰してくるといふ、こういうときにこそ臨時職員が妥当だというふうに思うんですけども、日常的に臨時職員が非常に多いわけですので、今回、産休に伴い臨時職員を入れることで2つの公立保育園の正規職員と臨時職員はどういう人数になるのか教えていただきたいというふうに思います。

それと、産業振興課、5ページですけれども、商工業振興事業として住宅改修等資金補助金実績見込み上、不足を生じるということでもありますけれども、現状はどのぐらいの利用状況があるのか。そして今後、これは補正しましたけれども、この補正がまだ足りなかった場合に

は新たに補正をしていくという考えなのかどうかについて伺います。

次に、福祉こども課で一つ落としました。放課後児童対策事業、3ページに戻りますけれども、この放課後児童健全育成事業委託料は、1件増という説明でありますけれども、どちらにどのぐらいの規模の新たな学童保育所ができたのか。また、家庭保育室等運営事業委託料に関しましても1室増ということでありまして、どの地域にそういうところが設けられたのか、お尋ねしたいと思います。

また、負担金補助及び交付金のところでありまして、特別支援学校放課後児童対策事業費補助金、これは対象児童が増加しているということでありまして、対象児童は何人増加して、今、現在何人になっているのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

学校教育のほうに移らせていただきます。6ページです。

説明は非常によくわかったんですけども、この学校教育費振興事業のところ、外国人児童学習支援員謝礼ということと、その下にも特別支援教育体制整備事業講師謝礼というふうにありますけれども、48万円と6万円ということでのどのような回数というか、どういう頻度でそういう支援体制が組まれるのか、この金額でどのぐらいのことができるのかなと非常に心配なのでお尋ねしたいというふうに思います。

また、教育委員会事務局運営事業のところの臨時職員賃金で、東小学校に38人を超えるためという説明でありましたけれども、具体的にはどの学年がどういう状況にあるのかを教えてくださいたいというふうに思います。

あと、私が疑問に思うんですけども、プールの漏水に伴う調査等業務委託料、小学校のプールにおきましては、30万円で委託をしており、中学のプールは40万円で面積の大きさの違いのかなというふうに思うんですけども、非常にここは納得できないというか、何かそういう決まりがあるんでしょうか、教えてくださいたいというふうに思います。

議長（伊藤 裕君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根健次君発言〕

福祉こども課長（関根健次君） 御質問に対して御説明させていただきます。

まず、1番目の臨時職員の増員の関係でございますが、中央保育園につきましては、配置基準に伴う職員増が1名、並びに育休に伴う者が1名でございます。

長幡保育園については、育児休業に伴う職員が1名ということで、当初予算の際に確定していなかったものを今回補正で計上させていただきました。総数については、資料が現在ございませんので、後でお届けさせていただきます。

それから、続きまして放課後児童クラブの関係でございますが、放課後児童健全育成事業委託料につきましては、具体的には「げんきクラブ」で障害児が1名増になったということで、

今回委託料の増額をするもので、新しい学童保育クラブができたというものではございません。

続いて、特別支援学校の児童対策事業の補助金の関係でございますが、具体的には「大きな樹」という障害児の学童保育施設がございます。そちらにやはり障害児が増加いたしまして、そちらの1名増加分が補助金のほうで47万円、並びに1人増えますので、運営費ということで1人分を5万円増加するものでございます。

続いて、家庭保育室でございますが、具体的な名称では1室いちご保育室という名前で申請を受け付ける予定でございますが、今回予算措置が完了してそれらの手続に入りたいと思っております。そちらの家庭保育室ですので、預かっている人数に対して1名当たり1カ月9,200円を委託するというものでございます。

なお、先ほど言いました2分の1の県費補助を受け入れる予定でございます。

なお、6カ月分を見込んでおまして最高9名までを見込んでおりますが、実際に何名受け入れているかにつきましては、出来高精算で支出ということになります。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 吉田雅幸君発言〕

産業振興課長（吉田雅幸君） 住宅改修と資金補助金についてお答えさせていただきます。

まず、今年度の実績でございますが、8月末までの実績で18件となっております。おおむね過去3年間のこれまでの実績と同程度の内容となっております。このことから過去3年間の年間の実績に見合う分ということで今回の補正のほうをさせていただきましたので、基本的には年度末までこれで足りるというふうに考えておりますが、万が一これで不足する場合にはまた財政当局のほうと協議をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 学校指導室長。

〔学校指導室長 福嶋慶治君発言〕

学校指導室長（福嶋慶治君） 外国人児童学習支援関係ですけれども、これは60回分組んでありまして、学級の中に日本人の教員がもちろんいるわけですが、そこで、その外国人の子供の横について教えていくということ、そういう支援の新しい事業であります。

それから、特別支援教育のほうは、各学級にいわゆる発達障害的な子どもがいるんですけれども、その子たちを定期的に専門の心理療法士とか、そういう方に来ていただいて定期的に学級を回ってその子の発達についてこういう支援をしていったらいいんじゃないかということで、もともと組んであった事業なんですけれども、それに県の事業を10回分かぶせて補正増額をしたものであります。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 山口正彦君発言〕

学校教育課長（山口正彦君） 事務局費の賃金ということで38人超の学級についてということですが、当初1つの学校ということで賀美小学校を予定しておりましたけれども、上里東小学校も38人を超える3年生の学年ができましたので、学年で1名ということで補助教員を39名を超える39名、40名のクラスについて学年で1名をとということで行っております。

あと、プールの漏水の関係でございます。小学校費が30万円で中学校費は上里北中でございますが40万円ということでございます。これにつきましては、プールの漏水につきましては、小学校も中学校も30万円でございます。中学校費につきましては、プール等ということでございますけれども、これにつきましては、上里中学校の天井が先日の震災でちょっと剥落しそうなところがございますので、その改修のための調査ということで調査費で10万円ということで30万円プラス10万円ということで計上させていただきました。

議長（伊藤 裕君） ほかに。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

福祉子ども課のほうにお尋ねいたしますけれども、家庭保育室等委託料というのは、ここに1室ということではなくて、おおよそ9名の子どもさんがどちらで声を上げてくださるかわからないけれども、上げてくださったときをお願いするように準備をしているというふうに解釈していいでしょうか。そこが1つです。「大きな樹」さんのほうに1名増になったということですけども、そうしますと、今年度こちらのほうの子どもたちは何人になったんでしょうか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それと、商工業振興事業のところ、今現在18件利用していただいたところの経済波及効果というんでしょうか、それがわかれば教えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 福祉子ども課長。

〔福祉子ども課長 関根健次君発言〕

福祉子ども課長（関根健次君） 最初の家庭保育室の関係でございますが、こちらは1施設が現在運営を始めたということでございます。その施設について町のほうでは、施設の状況、保育士の配置状況等を確認して認可して委託するものでございますので、ほかの施設からは今のところは聞いておりませんので、民間の施設1施設について準備を進めているところでござ

います。9名については、その施設で受け入れられる限度人数でございますので、現在はまだ9名にはなっていないと聞いておりますが、今後申請書等を出していただいてこちらで委託ができる施設であるかを確認した上で、そのような手続に入っていきたいと思っております。

それから、もう一つですが、「大きな樹」の障害児の学童保育でございますが、今回1名増ということで、ちょっと人数については再度確認させていただきますが、当初予算で計上した人数プラス1名というものでございます。当初では見ておったんですが、3人見ておったんですが、1名年度途中で受け入れたいということでしたので、こちら予算措置をさせていただくものでございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 吉田雅幸君発言〕

産業振興課長（吉田雅幸君） 住宅改修資金についての経済波及効果ということでございますが、おおむねリフォームの規模にもよりますが、1件が大体50万円から100万円ぐらいというような形の大体工事費の発注になっておりますので、それが18件分ということで、それが町の業者さんのほうに落ちているというような形が経済波及効果というふうにとらえられるのかなと思います。個別の詳細については、今ちょっと手持ちの資料がありませんので、後ほど御報告をさせていただくということで御了承いただければと思います。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ありがとうございます。福祉子ども課のほうにもう1回お尋ねしたいんですけども、この家庭保育室というのはいわゆる従来の無認可保育所の縮小版みたいな感じでとらえていいのでしょうか。一応、施設もきちっと点検をして一定の基準というものあるのでしょうか。それに伴って認可をする、委託をするという形をとるのでしょうか。その辺がちょっと無認可共同保育所というのも従来からずっとあるわけですけども、そこはまた違う、どういうふうにとらえていいのかわからないんですけども、教えてください。

議長（伊藤 裕君） 福祉子ども課長。

〔福祉子ども課長 関根健次君発言〕

福祉子ども課長（関根健次君） 保育施設については、認可保育所、無認可保育所、それから家庭保育室と大ざっぱに分けますと3つに分かれます。認可保育所については、県のほうで認可、指導もしております。無認可保育所については、町が指導・監督というような形ですが、

そういうものでございます。規模がある程度大きいということです。

家庭保育室については、規模が小さく上限が20人で監督権限は町にございます。いろいろな施設の設置基準がございますので、そちらを確認した上で0歳児から2歳児が対象というものでございます。ですから、無認可保育所のほうはそちらはございませんので、認可を受けていませんので保育所に準じるようなものですが、例えば社会福祉法人でないとか、そういうものでございます。認可保育所については、市町村であるとか、社会福祉法人が運営するものということでそちらの認可も必要ですので、認可保育所という扱いになります。いずれも認可保育所であるとか家庭保育室については、町のほうから委託ということになります。

無認可保育所については、自由な設定をしておりますが、無認可保育所についても勝手にやっていたいというものではなくてやっていた場合には指導といたしますか、監督に入るものでございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

1番、植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） A3の用紙の横長の補正予算の説明書の3ページの一番上の福祉子ども課の社会福祉係、高齢者と地域のつながり再生事業補助金ということで416万8,000円、それから支出のほうは551万4,000円でありますけれども、一人高齢者世帯とか高齢者のみの世帯の方、火災とか災害の場合にどの地域に住んでいて、どのような避難をされるのか。前回の一般質問の中でちょっと心配をしておりましたけれども、今回電算システム改修委託料126万円の補正を計上しておりますけれども、多分関係する課のデータを統一的に把握するような形でされるのかと思いますけれども、その高齢者と地域のつながり再生事業のその内容をちょっと説明していただければと思います。

議長（伊藤 裕君） 福祉子ども課長。

〔福祉子ども課長 関根健次君発言〕

福祉子ども課長（関根健次君） 説明させていただきます。

こちらの地域支え合いマップ作り事業という名称でございますが、県の補助金名では高齢者と地域のつながり再生事業補助金416万8,000円でございます。

歳出のほうで見ますと、先ほど議員さんおっしゃられましたシステム改修委託料126万円につきましては、これは障害者自立支援法の関係の改修でございますので、こちらの支え合いマップのほうではございません。システム改修委託料126万円と、その下にあります機械等使用料8万4,000円、この2つが障害者自立支援法の改修に伴うものでございます。それ以外の賃

金、報償費、需用費、それから委託料では電算委託料、一番下のパソコン等機械器具費375万5,000円が地域支え合いマップ作り事業の事業費となります。

具体的にはパソコン等につきましては、総務課、それから健康保険課、福祉こども課のほうにパソコンを配置いたします。4台配置いたしまして、そちらに支え合いの状況を地図上に落とすものでございます。具体的には民生委員さん、また区長さん等の御協力をいただいて、先ほど議員さんがおっしゃられました、ひとり暮らしの高齢者であるとか、障害を持っておられる方であるとか、災害時等で支援が必要な方、要援護者等を登録といいますか、その方をどなたが支援に入るかというのを地図上に落とし込むというようなシステムでございます。そちらを役場の中では3つの課になりますが、パソコンでいつでも瞬時に確認できるというような内容にするものでございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

2番、山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 2番、山下です。2点ほどお伺いします。

総合政策課2ページ、OA推進事業でホームページの更新業務委託ということで、これは視覚障害者に対するホームページの更新ということですが、この具体的な中身、どんな視覚障害者ということをちょっとお聞きしたので、その中身について教えていただきたいと思います。

それから、2点目が福祉こども課、先ほど植原議員からちょっと関係したこの電算関係の県の支出金の委託料の中で、システム改修委託料、これについてこのシステムを請け負う業者ですね、その辺についての更新数について、この126万円というのが適正かどうかというところをちょっとお聞きしたいので質問をさせていただきます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） ホームページ更新業務委託料について御説明をさせていただきます。

当初予算でホームページのトップページについての更新を予定しているところでございますけれども、この作業の中で実は目の見えない方、また色弱の方、こういった方々がホームページを見るためにはどうしたらいいかということになるわけでございますけれども、かなり専用ソフトが出ておりまして、それに基づいてそれぞれホームページを閲覧されている、それは音声で案内していくという形になります。

今回のホームページにつきましては、アクセシビリティということでそういった音声案内を

誘導していくという形のものでトップページを改修していくということでございます。それぞれどこを見たいとクリックしたときに、そこから同音声でその内容が説明されて次のところの入る場所に我々が見える方にとすると、目で見て次のところをどういうふうにいけばいいかということのできるわけですが、目の見えない方にとしてみると、次にどこへいったらその情報が得られるかというのはわからないわけでございますので、こういった音声誘導をしていきたいということで改修を行うものでございます。

また、文字の大きさでございますけれども、現在市販のソフトを使ったもので文字を大きくということなんですけれども、今回ワンクリックで文字の大小ができるように、選べるようにといった2点の改修を予定させていただいているところでございます。

議長（伊藤 裕君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根健次君発言〕

福祉こども課長（関根健次君） システム改修委託料126万円について御説明をさせていただきます。

内容的には、障害者自立支援法の改正に伴うシステムの改修でございます。現在も障害者自立支援法に基づくシステムで運用しているところでございますが、今回10月から改正されますのが、大きなものでは重度視覚障害者に対する移動支援というものが新たに障害者支援法の中に入ってまいりましたので、それに対応するべくシステム改修が必要になってございます。

それから、10月に同じくグループホーム、ケアホームの利用の際の助成対応等が変更になったものでございます。そちらが10月からのものでございまして、さらに24年4月、来年の4月からさらに改正が確定しておりますのが、利用者の負担であるとか、相談支援、障害児支援等さまざまな法改正がございまして、そちらに対応するべくシステムを改修するというところで現在の委託業者のほうに見積もりを依頼しましたところ、このような金額で出てきているものでございます。

予算措置が議決いただければ、その後業者のほうとまた相談して、なるべく安い価格では契約をしたいと思っております。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

5番、納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 課別の集計の説明書のほうでお尋ねいたします。

まず1点目、ちょっと私のほうで聞き漏らしてしまったんですけれども、1ページ目、総務課の中の歳入で諸収入の中の物件移転補償金80万4,000円、これが県道勅使河原本庄線の歩道拡幅によるものということですが、第一分団の車庫というのは土地の売り払い金なのか

なということで、こっちのほうが具体的に何なのかということをも1点すみません聞き漏らしてしまっただけなのでお願いいたします。

同じくそれにかかわってくると思うんですが、2ページ目、歳出のほうで賀美農村センター取り壊し工事負担金ということで、こちら174万9,000円を計上されていますが、この町の負担分というのがどういうことで町が農協の支所の建物の分のどのような経緯でどのような負担金が出されるというのが決まったのかということをも、ちょっともう少し詳しく教えていただきたいなと思います。

次に、6ページのまち整備課のほうになるんですけども、古新田四ッ谷線整備事業の中で歳出の中で減額補正の分と増額補正の分があるということで、事務委託料が減、そして土地購入費が減、補償のほうもこちらが減ということで工事費のほうが増えているというのは、本来用地の買収、それから建物の移転補償等をする予定であった部分がそちらが進捗を見ず、その分を工事費に振りかえるという認識でよろしいのでしょうか。

それから、ちょっと戻って4ページ、保健センターなんですけれども、保健センター運営事業費の中で委託料ということで、屋上の防水工事設計業務委託料70万円を見込んであるわけですが、この防水の工事の内容的には既存の防水の上に新たな防水工事をする予定なのか、もしくはコミュニティーセンターのように上にルーフデッキを被せるような予定でいるのか。またそのどちらにしてもこの70万円という金額が、設計業務委託だけで70万円が妥当なのかどうか、以上お聞きいたします。よろしく申し上げます。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 戸矢隆光君発言〕

総務課長（戸矢隆光君） それでは、先ほどの入のほうのことでもございますけれども、これにつきましては、賀美農村センターの2階部分が上里町の所有物ということで、これに対しての補償費でございます。

それと、次の2ページの財産管理事業の工事負担金ということで174万9,000円というものにつきましては、2階部分を取り壊した場合の一応見積もりをとった金額をこのところののせてございます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） 古新田四ッ谷線事業の関係でございますが、当初この事業につきましては、未同意者がまだ2名おるとということで当初予算で用地並びに物件調査費、それから補償費等を計上しておりました。これを交渉した中でちょっとこれは買収等が不可能だと

ということで、国庫補助を受けておりますので、この国庫補助を全部消化していかなくてはならないということで、この財源を工事費のほうに振り分けまして、それで工事費を増してこれを国庫補助を消化していくということで補正したものでございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 戸矢隆光君発言〕

総務課長（戸矢隆光君） 先ほどちょっと説明を怠ってしまって申しわけございません。2階の部分の一部が出ているところがありまして、そのところの補償ということで補償をいただいております。

議長（伊藤 裕君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 御説明させていただきます。

保健センターの屋上防水なんですけれども、一応今御質問があったように現況のままでやったほうがいいのか、やはり傘をかけたほうがいいのか。今後、保健センターを維持管理していく上でどちらが効率がいいかという、その辺のところを含めて今後進めていきたいと思っております。

議長（伊藤 裕君） 5番、納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） ありがとうございます。

最初の物件移転補償金の件なんですけれども、後で総務課長の補足で意味がわかったんですが、上里町分の2階部分、この農村センター部分が出ていると、それが当たる分に対しての補償が80万4,000円おると、だから次のページの取り壊しの負担金のほうが増えてしまうということですよ。取り壊しをするにはその部分でなく全体ということになるんですか、意味的には。だとするのであれば、町がいただいているこの補償分で2階に当たる部分だけを取り壊すという形で、いわゆる持ち出しがないような形にはできないのかなと思って質問させていただいたんです。道路拡幅に伴う補償でこれだけやはり90万円近く持ち出してしまおうとなると、そもそもなぜ、当然賀美小学校の通学路の拡幅のためですからありがたいお話なんですけれども、なぜここに新たに90万円近い、この財政が厳しい中で負担しなければいけないのかというのが率直な疑問であります。その点について再度お尋ねをいたします。

続いて、まち整備課さんのほうなんですけれども、やはり私が大体思っていたとおりのことなんです。課長の答弁の中で、残り2名の未買収の方がいらして買収不可能というお話がございました。不可能というのは今年度で見通しが立たないのか、以後も事業が完了をするまで

この買収の見通しが立たないのか。もしくはそれをここで今後の構想ですから言うわけにはいかなないのだとしたら、今後この開通までに買収が難しいとなったとき、歩道部分だけでおさまらず一部車道の部分までかかってしまうのかなと思うんですけども、そういったときの開通時ちょっと補正でどうかなと思うんですが、工事費が上がっているからお尋ねしますけれども、そうなった場合に古新田四ッ谷線をどのような形で開通させるのか。要するに歩道が一部なくなってしまうと、当然東小学校また上里中学校の児童・生徒の通学路になっているわけですから、歩道が途切れない反対側を通れといえればそれまでかもしれませんが、なかなかそれも簡単にはいかないと思いますので、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

続いて、保健センターの防水のほうなんですけれども、それが大体方針が決まった上での設計かなと思ったんですが、それも含めてということですので、ある程度金額がってしまうのはいたし方ないことなのかなと思うんですが、それにしてもこの70万円が担当課として計上しているときに妥当なのかどうかだけ、もう一度御答弁をお願いいたします。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 戸矢隆光君発言〕

総務課長（戸矢隆光君） 先ほどと関連することでございますけれども、1階の部分については農協の所有でございます。2階が町の所有でございます。それで、今回農協との話し合いで歩道部分の際まで建物が来ておりまして、非常に危険だということで取り壊しを全部したいというようなことで、今回174万9,000円をここのところに計上してございます。全部取り壊しということでございます。

議長（伊藤 裕君） まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） この道路につきましては、先ほど説明しましたとおり、国庫補助を受けているということで、この国庫補助を全部使わなくてはならないということで、用地費それから工事費等に分けてあるわけですが、これをどうしても工事費ですとこれから工事期間があります。そういったことで用地を買えるかどうかを判断して、この工事費のほうに向けていかななくてはならないということで、今年度は当初予定をいたしました。これについては、ちょっと今年度については無理だということで、将来的にはここのところが全線開通するように今後とも交渉等は行っていかななくてはならないと思っておりますが、今年度については、そういうことで承知をいただきたいと思っております。

それから、その2名の未同意者については、買えないということで、当然歩道部分が3.5メートルですが、これについてはできないという状態です。

それで、車道についても一部交差点部分がありますので、一部については、右折帯ができな

いような状況であります。そういったことで、右折帯なしの設計変更をいたしまして、とりあえず道路は開通させようと、そういったことで工事のほうを着工しております。今後もこういった交渉を重ね、買える努力をいたしまして、これが歩道、車道がスムーズにできるよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 御説明させていただきます。

過去が一番直近ではコミュニティーセンターの工事が行われているんですが、その状況に勘案してさせていただいております。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第47号 平成23年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は10時45分からとします。

休憩 10時35分

再開 10時45分

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 町長提出議案第48号 平成23年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第10、町長提出議案第48号 平成23年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第48号 平成23年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成23年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,623万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,369万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、款3国庫支出金、項2国庫補助金については、地域支援事業交付金介護予防事業の増額補正に伴う法定負担割合分と、過年度の地域支援事業交付金介護予防事業等に伴う精算分として国から交付される額を合わせて141万7,000円の増額であります。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金につきましては、89万4,000円の増額であります。内訳といたしまして、地域支援事業支援交付金介護予防事業の増額補正に伴う法定負担割合分5万2,000円の増額と、過年度分の精算分として84万2,000円を合わせた額であります。

款5県支出金、項2県補助金につきましては、70万8,000円の増額となります。

款6繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、地域支援事業介護予防事業の町負担分と事業費などで37万4,000円の増額であります。

款7繰越金、項1繰越金は、歳入の歳出に不足する額1,284万6,000円の補正であります。

歳入の合計につきましては、現予算に対しまして1,623万9,000円を追加し、予算総額を13億6,369万6,000円とするものでございます。

続きまして、歳出であります。

款2保険給付費については、介護サービス費の増加に伴い項2介護予防サービス等諸費71万3,000円、項6特定入所者介護サービス等費5万円を合わせて76万3,000円の増額であります。

款3基金積立金、項1基金積立金につきましては、介護保険給付費準備基金への積立金で、前年度の精算により290万3,000円を増額計上するものでございます。

款4地域支援事業費、項1介護予防事業費につきましては、役務費17万4,000円の増額、項2包括的支援事業任意事業費につきましては、地域包括支援システムの導入に伴う35万2,000円の増額補正であります。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金につきましては、前年度の介護給付費における負

担金等の精算に伴う国等への返還金731万8,000円、項2繰出金は一般会計に対するもので、介護給付費の精算に伴う町への返還金で472万9,000円となります。

諸支出金の補正額は合わせて1,204万7,000円でございます。

款2保険給付費から款5諸支出金まで歳入同様、現予算に対しまして1,623万9,000円を追加し、13億6,369万6,000円とするものでございます。

以上が、介護保険特別会計補正予算の提案説明ですが、慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） こちらのほうの資料でお尋ねいたします。地域支援事業費のところでありませぬけれども、特定高齢者把握事業というのがありますけれども、これは主にどういう内容なんですか、お尋ねしたいというふうに思います。

その上の基金積立金でありますけれども、かなり上里町の基金は今年度をもって次の新しい計画に移るに当たり、積立金自体が大変減ってきているというふうに把握しているわけなんです、今回積み立てることでのどのくらいになるのかなということをお尋ねしておきたいというふうに思います。

それと、先ほど地域包括支援事業任意事業費ということで、導入に伴ってという説明がありましたけれども、どういう内容のことが準備されようとしているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

議長（伊藤 裕君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 御説明させていただきます。

最初の地域包括の特定高齢者の把握事業というんですが、介護保険の申請以前の方、町内でいいますと介護認定を除きました約5,000人ぐらいの方にすべて調査項目を発送しまして、それを返信していただいて、ある程度自己判断に基づいて内容をチェックさせていただいて、特定高齢者に介護予防を強化したほうがいい人、元気な人、その辺の区分をさせていただく基の調査、それをさせていただいておるのがこの事業でございます。

続きまして、基金なんです、一応今回積み立てさせていただいて、だいぶ3期ずっと調整をしてきたんですが、これを積み立てまして約3,200万円ほどが一応残る予定なんです、た

だ今年の最終末、第4期の最終年度に当たりますので、この基金が残ればいいなという形で担当者は苦慮しているところです。残ってくればありがたいけれども、このまま給付費が伸びていくとこの基金がゼロになりかねないという、本当に綱渡り的な調整が今、介護保険の状況で続いております。

それと、システムの関係なんですが、地域包括支援運営事業なんですけれども、介護保険と同様に地域包括で介護給付費の請求、それからケアプランの作成をしております。その機器導入をさせていただいて今6年目、60カ月の満了を過ぎているんですが、期間延長を1年させていただいて今年1年何とかやっているんですが、一応来年4月1日以降、法改正がございまして、そのシステムに合わせて調整していかないと後々のその処理ができないということで、一応今年の暮れあたりからその準備をさせていただきたいということで予算上程をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 特定高齢者把握事業について再度お尋ねしたいんですけれども、約5,000人の方々に全員に送付するということでもありますけれども、これは年齢で区切って行うものなんでしょうか。そして、これは毎年、今後行っていくということになるんでしょうか、お尋ねいたします。

議長（伊藤 裕君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 一応、年齢的には65歳以上で介護認定をされていない方、これは全員に発送させていただいております。今かなり回収率がよくて、もう60%以上超えて80%にならんか、まだまだ続々、一応来年の3月まで返信を受け付けておりますので、一応担当とすれば全員の方の回収率100%を目指しているんですが、今その辺の諸準備をさせていただいております、この特定高齢者の把握事業は今後も続く予定という形で国のほうでもおります。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第48号 平成23年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件  
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第49号 平成23年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別  
会計補正予算（第2号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第11、町長提出議案第49号 平成23年度上里町神保原駅南土地地区  
画整理事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第49号 平成23年度上里町神保原駅南土  
地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

平成23年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定める  
ところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万円を増額いたしまして、歳入歳出予算  
の総額を歳入歳出それぞれ5,258万2,000円とするものでございます。

第1条の2でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金  
額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載されているとおりであります。

次に、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ68万円を増額し、総額で5,258万2,000円  
とするものでございます。

歳入につきましては、款2繰入金、項1他会計繰入金を16万6,000円、款3繰越金、項1繰  
越金を51万4,000円、合計68万円を増額するものでございます。

歳入合計につきましては、補正前の額5,190万2,000円に対しまして補正額68万円を増額いた  
しまして5,258万2,000円とするものでございます。

次に、歳出でございますが、事業費につきましては、補正前の額5,180万2,000円に補正額68万円を増額いたしまして5,248万2,000円とするものでございます。事業費の内容ですが、委託料68万円を増額するものでございます。この委託料につきましては、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴い地殻変動があり、埼玉県でも東に30cm程度移動しているとのことでございます。

町では既に神保原駅南区画整理事業地区内の確定測量を行い、換地処分の準備を進めている状況であります。このような状況の中、地殻変動の結果、どのような影響があったのか基準点の検証測量を行うものでございます。

なお、事業の進捗状況でございますが、6月議会に字の変更についての議案を提出をさせていただきましたが、現在、事業計画の変更や換地計画の作成を行っており、来年度における換地処分を目指して事業を推進しているところでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ただいまの説明でありますと、この委託料は地震発生に伴う地殻変動、上里町でどういう状況になっているかを測量するということでありましてけれども、これはたまたまその測量地点が神保原駅南土地区画整理事業の地内で行うから、この事業に組み入れられるということなんでしょうか。国のほうからこういう指導があって、町としてはこの1カ所をこの事業に組み入れたということなんでしょうか。

議長（伊藤 裕君） まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） 先ほど副町長から説明がありましたとおり、この大震災によりまして地殻変動が起こったということで、東北地方ですと約5mぐらい東のほうに震源地のほうに移動していると聞いております。幸い上里につきましては、約30cmぐらい震源地のほうに全体的に移動しているという状況で国土地理院のほうから聞いております。

それで、この神保原駅南土地区画整理事業につきましては、既に去年確定測量というのをしております。これについては、今の震災の前でございますので、その変動が起こる前の測量をいたしているということですね。今後これを登記するに当たりまして、全体的に平行移動し

ていればそういった面積、位置というのはその基準値を変更することによって面積、形等は変わってこないわけですがけれども、これがねじれというか、変な形で移動していると、そういった場合には形とか面積が多少変わってくる、そういうおそれが生じるということで、今後測量するに当たってはそういった面積を確定するに当たってその基準値を検証して、こういったねじれ、それから移動があるか、そういうのを検証する測量でございます。これによって、全体的な測量をし直すかどうかと、そういう検討を行っていくということでございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第49号 平成23年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 町長提出議案第50号 平成23年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第12、町長提出議案第50号 平成23年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第50号 平成23年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

利根川右岸流域関連上里町公共下水道事業の128ha及び第2期事業認可区域の93haのうち2.5haが供用開始となり、この区域への戸別訪問による公共下水道への接続の促進並びに第2期事業認可区域の残り90.5haについて順次管渠を布設し、供用開始すべく汚水管渠築造工事を

実施しているところでございます。

今回の補正内容であります。平成23年度上里町公共下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算は歳入歳出それぞれ6,980万円を減額し、総額3億4,440万9,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入5款歳出1款の構成となっており、その内容を説明をいたしますと、初めに歳入でございます。

款2 使用料及び手数料であります。5万2,000円を補正いたしまして総額5,511万5,000円とし、項1 使用料5万2,000円を補正いたしまして総額5,510万9,000円とするものでございます。

この補正の内容は、前年度決算におきまして下水道使用料の滞納が発生し、この発生いたしました滞納金額の一部が納付されましたことによるものでございます。

次に、款3 国庫支出金、項1 国庫補助金3,620万円を減額し、総額を5,130万円とする内容であります。この減額であります。平成23年度社会資本整備総合交付金の配分が国土交通省のホームページに情報掲載されたことによるものでございます。

次に、款4 繰入金、項1 他会計繰入金472万1,000円を減額し、総額を9,292万2,000円とするものであります。

次に、款5 繰越金、項1 繰越金726万9,000円を増額し、総額を736万9,000円といたしました内容であります。この内容につきましては、平成22年度決算に伴う繰越金に伴い総額を計上したものであります。

次に、款7 町債、項1 町債3,620万円を減額し、総額を1億1,990万円といたす内容であります。公共下水道管渠築造工事の国庫補助事業の減額に伴い、起債額を減額するものでございます。

歳入合計であります。6,980万円減額いたしまして総額を3億4,440万9,000円とするものでございます。

次に、歳出であります。

款1 事業費、項1 事業費6,980万円を減額し、総額を2億6,079万1,000円といたしました補

正内容であります。公共下水道維持管理事業で50万円を増額し、公共下水道建設事業で7,030万円を減額するものであります。

歳出合計であります。6,980万円を減額いたしまして、総額を3億4,440万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正であります。

今回の地方債の変更内容は、借り入れ限度額を変更するものであり、その内容を説明いたしますと、「第1表 歳入歳出予算補正」で説明いたしました公共下水道管渠築造工事の国庫補助事業の減額によりまして総工事費を減額いたすため、起債額を3,620万円減額し、限度額を1億1,990万円とするものでございます。

以上が、提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番、納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 5番、納谷です。

何点か御質問させていただきます。

まず1点目なんですけれども、国庫補助金、こちらが3,620万円の減額ということで、国交省のホームページから社会資本整備総合交付金、こちらのほうの情報を見る限り減額をせざるを得ないだろうということなんだと思います。あわせて下水道工事、国庫の補助裏起債分を同額減ということで今回工事費が7,030万円という大幅な減額になっています。事業費の当初予算から約22%減ということで、事業の進捗は大変遅れてしまうのではないのかなということが予想されておるわけなんですけれども、現在2期工事にかかって、こちらのほうが目処がついたら次に高崎線の南側のほうの計画が進んでくるというお話を、今まで一般質問や議案質疑の中で伺っておりますけれども、この2期工事の完了の目処といたしますか、どのくらい今回減額をしていくと今後またさらに現在の状況を見ますと、震災への復興費用やら何やらが今後出てくるのかなと、そちらに国の予算がいつてしまうところといった補助金等が絞られてくるのかなという中で、現在この2期の計画が延びることがあるのか、また延びるとしたらどのくらい延びてしまうのかということをお伺いしたいと思います。

2点目なんですけれども、先ほど副町長の御説明の中に、22年度決算の中で収入未済が11万

776円出てきていると。その中でそちらの分を本年度、過年度分を徴収するということで使用料のほうが増額補正をされていると。これは過年度分、収入未済分が収納できるということは非常にこれは喜ばしいことだとは思いますが、そもそも22年度でまだ22年4月に下水道が供用開始となつてわずか1年で11万円を超える滞納といいますが、未納が出てしまった、その辺を踏まえてなんですけれども、こちらは今聞くことではないかもしれませんが、この過年度分が増額補正されているということで関連になってしまうかもしれませんが、現在までこの未収金の人数がどのくらいあるのか。また、月別で加入しているんでしょうから、累計延べ人数がどのようになっているのか。また、当然下水道料金というのは水道料金にぶら下がっているといいますが、乗っかっているといいますが、当然下水道単独で未納があるわけではないと思います。あわせて上水、水道のほうも未納があると思いますが、この辺の収納の体制、下水道課と単独で徴収しても水道の問題もありますし、また、水道単独でも下水道の問題もこの範囲内では出てくるかと思えます。そういった中で、下水道課と水道課の連携はどのようになつておられるのか。未納を少しでも回収をして膨らませないようにしていくには徴収の方法とかも考えていかなければならないと思いますが、その辺、どのようにお考えになられているのか、以上をお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤 裕君） 下水道課長。

〔下水道課長 豊田 昇君発言〕

下水道課長（豊田 昇君） それでは、議員の質問につきまして御説明をさせていただきます。

まず1点目の今回7,030万円減額したことによりまして、工事費が今後どういうふうになつていくんだと、その件について説明させていただきますと、本来ですと2期工事については、平成28年度まで完成する見込みで工事をやってきたところでございます。

今回、国のホームページによりまして、こういう内容に変更になる予定だということで掲載されたことによりまして、私どもといたしましては、当然平成28年には完成しないというのは事実上間違いないであろうと。それではどのくらいかという、多分今の状態でいけば、今後の情勢によつても変わりますけれども、2年ぐらいは延伸するのではないだろうかということをお考えしているわけでございます。

それと、もう1点の平成22年度決算に伴いまして約11万円の未納が発生いたしましたということによりまして、今回5万2,000円の計上をさせていただいた部分の中で、まず水道課との連携ということの部分でございます。

これにつきましては、私どもは水道課のほうにこの4月頃だと思いますが、申し入れいたしました。その状況の中で私ども記録はとつてございますが、水道課といたしましては、過去の

一般質問による答弁にあったとおり、収納はとりあえずしないよというような答弁があったと思いますが、そういう状況の中で現在やっておられないということ踏まえまして、私どもは平成22年度4月から供用開始した中の過年度の水道料の未納の方以外の現年部分だけの方について電話連絡、要するに水道課のシステムの中に携帯電話等の登録になっておりますので、そのところの世帯の家に全部電話、または訪問、職員と私どもの下水道課の職員と一緒に私と2人で行きまして一応交渉したという経緯がございます。その結果が結果的に今回5万2,000円は収納できたということでございます。

それで、今現在の未納の件数でございますが、5名の方が未納でございます。そのうちの1件については臨時的に使用したということで、これは長瀬の方で電話連絡をしてこれはすぐ納めにくるよということでありましたが、いまだそれはありません。それと、残りの4件のうち2件は収め忘れ的な部分でございます。残りの2件については、水道が過年度の部分、下水道の供用開始する以前の滞納があったために、私ども単独では回れなかったというのが実情でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 5番、納谷議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） ちょっと一遍にお答えいただいたので、ちょっと頭の中を整理しているところなんですけれども、いずれにしても今回の社会資本整備総合交付金ですか、こちらの減額となってくると全体計画が大幅といたしますか、2期でも2年ぐらいはずれていってしまうと。ただそれは現時点の話ですから、将来的にさらに遅れる可能性もあるといたしますと、その次の3期以降の計画も遅れてくるということで、ちょっと補正予算でここまでお話しするのはどうかと思うんですけれども、そもそも下水道事業全体を見直す時期に来ているのかなという気もしております。

それはともかく、いずれにしてもこの工事がなるべく遅れないような、また、遅れたとしても当然下水道の事業の場合は供用開始をして、そこで使用料が上がらないことにはお金が出ていくばかりになってしまいますから、限られた予算の中で工事の計画をうまく立てていただき、なるべく少し進めば何軒かつなげるといった形の工事の計画を立てていただき、またその後、供用開始になった地区に関しましては、少しでも多くの方が接続いただくような努力をしていただかなければならないと思います。

ただ、またつないでいただければつないでいただいたで、このような未納のような問題も発生してくるということの中で、よくもう一度これは担当課だけではなく、私は先ほど水道課長もおっしゃいましたが、水道課との連携もしっかりとっていただき、もう一度全体でこの下水

道事業がどうあるべきか、また水道課との連携、そもそも私は昨年の決算委員長報告の中で、上下水道の統合といいますか、そういう問題にも触れたんですけども、そういったところが焦点になってきているのではないかなと思います。

補正予算を見る限りでも下水道事業の今後に非常に暗い雲といいますか、暗雲が立ち込めているような状況ですので、もう一度、場内の中で担当課のみならず全体のこととして下水道事業を再構築していただければありがたいなと思っています。

質問というより要望なんですけれども、その点について町長の考えをお聞かせいただければありがたいなと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（伊藤 裕君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

町長（関根孝道君） それでは、まず1点の今後の下水道事業でございますけれども、今回国の社会資本整備交付金ということで国の事業費が大幅に減額になったということで、それに関連しまして補助金と起債関係を減額をさせていただいたわけでございます。

今後の見通しというのは大変厳しいと思います。1つは平成28年度までに7カ年で整備を完了するという予定で今、第2期工事を進めているわけでございますけれども、やはり元となる財源がなかなか見通しが立たないということでございます。基本的には町の事業を推進するには国の交付金、補助金を元にして事業を進めていくというのが大前提でございますので、その目安がなかなか今の段階では見えないということでございます。そういうことで、これからいろいろと見直しなり、場内の中でも調整なり検討をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

今後の方針といたしましては、1つは受益者負担金ですとか、下水道の使用料、これの収入を確保するということと、当然事業を進めますと公債費が増えてくるわけでございますから、町の財政状況も踏まえながら町の全体的な課題といたしまして、学校の建築ですとか、SAの事業ですとかいろいろな課題がございますけれども、そういう中で下水道の事業をどう進めていくかというのをこれから真剣に調整していかなければならないというふうに考えているところでございます。

具体的には、整備年度の計画の見直しといいますか検討もこれから場内で進めていかなければならないと思っております。特に先ほど申し上げましたように、国のほうの財政状況が全く見えないということでございます。そういうことで、事業費ですとか整備区域ですとか、整備年次、こういうものもあわせて検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、下水道課と水道の関係でございますけれども、水道料金と下水道の使用料の関係でございます。これは、これのみならず町の歳入の根幹ということでございますけれども、税込、

保育料、またこういった使用料等々が非常に今未納が増えているのが現状でございます。いろいろな事情もあると思います。当然社会情勢の関係ですとか、いろいろな状況があると思いますけれども、やはりこの事業に伴いまして一つ一つがその目的があるわけでございますので、そういう中で公正・公平、また受益者負担の原則、そういうものを踏まえながらこの税も含めて使用料も納得をいただきながら、説明をしながら粘り強く交渉をして未納を減らしていきたいというふうに考えておるところでございます。

具体的に納谷さんのほうからも下水道と水道の統合課というような御提案もございました。確かに現在は下水道の使用料を水道課のほうにお願いしているような状況でございますから、当然水道料金も未納の場合は下水道料金も未納になる、そんな状況でございます。

先ほど課長のほうから水道課と下水道課でいろいろと打ち合わせをしている状況についても説明がございましたけれども、課を越えて町の中でもこういった状況をこれからも真剣に議論をする中で町の見直し計画なり、今後のあり方を調整していきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第50号 平成23年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（伊藤 裕君） 本日はこれをもって散会します。

御苦労さまでした。

午前11時30分